

平成 31 年度 摂津市立児童発達支援センター事業計画

I 児童発達支援センター「つくし園」

1 運営方針

つくし園は発達に課題のある子どもへの専門療育・支援施設として、心身の健康保持と増進、基本的な生活習慣の確立、社会性の獲得を目的に日々療育を行い、心身共に豊かに育てている施設づくりに努めます。その具体的な内容として

- ① 本人の自立を支援するための発達支援
- ② 子どものライフステージに応じた支援
- ③ できるだけ身近な地域における支援
- ④ 発達に課題のある幼児の家族を含めたトータルな支援が挙げられます。

施設の運営にあたっては、児童発達支援センターとして「児童発達支援」「障害児相談支援」「保育所等訪問支援」「くまさん親子教室」の四つの事業を実施し、児童発達支援センターが地域支援体制の中核的な役割を果たせるよう活動していきます。

「児童発達支援」は通園利用の子どもたちをはじめ、施設を利用する未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応等を行っていきます。

「保育所等訪問支援」は保護者のニーズを受けて保育所・幼稚園・学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を保育士、教職員等に対するアドバイス、その他の必要な支援を行っていきます。

「くまさん親子教室」は、市家庭児童相談課、保健福祉課と連携を行い、発達に課題のある親子を対象に、早期に療育が必要な子どもあるいは母親指導等を行い、適切な支援へ繋げるために市内3か所（子育て総合支援センター、第1児童センター、当センター）で実施していきます。

「障害児相談支援」は発達に課題のある子どもたちを対象に、障がい特性へのきめ細かい配慮を行い、子どもたちや家族の困り感への対応を考え、最適な福祉サービスが利用できるように支援していきます。2018（平成 30）年度より摂津市内の「障害児相談支援」については、児童期における支援の切れ目が生じないように、当センターで実施している障害児相談支援へ一本化し、利用児や保護者にご迷惑やご不安をかけないために、障害者総合相談支援センターでの出張相談等を行いながらケースの移管を円滑に実施して参りました。しかし支援対象利用児や一般相談の増加により、更なる効率的な業務遂行を行う必要があり職員を2名増員して5名体制で2019（平成 31）年度より実施していきます。

また、園舎は、昭和57年に建設され、経年劣化が避けられない状態であり年々園舎修繕や電気機器の故障による修繕などに経費がかかるようになってきています。障がいや発達に課題のある児童である利用者にとって安全に快適に利用していただくためにも、今後も定期的な点検を継続し、園舎内部・外構・電気設備・衛生設備・空調設備等の計画的な補修・修繕を市子育て支援課と協議し進めていきます。

2 通園児の支援

通園児の支援は、年齢・発達状況・母子関係等個々に応じて行います。母子通園クラスは、子ども自身の課題と環境的要因に着眼した発達援助、並びに養育基盤である家庭の安定に向けた療育・援助を行います。その後、年齢や発達段階に応じて単独通園クラスに移行します。また、園児の発達課題や実情に照らした保育内容の細分化・グループ化によるきめこまやかな療育を実施するとともに、次年度就学を迎える園児への学習プログラム等の充実に努めます。

併設施設のめばえ園職員の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びくまさん親子教室を担当する公認心理士との連携をさらに高め、多職種スタッフによる構成で専門的な療育に取り組みます。

(1) 療育の内容

ア 生活指導

食事、排泄、更衣等の日常的、基本的な生活動作を通して生活習慣を身につけ、リズムを整えるように援助します。

イ からだづくり

生活リズム、しっかりとからだを動かしての遊び、自然に触れながらの心身の発散をすることによって丈夫なからだをつくります。また、食事指導や歯磨き指導を通して衛生や健康への意識を高めます。

ウ 社会性の養成

集団の中で、個別の遊びや集団遊び・行事等を通して経験の幅や人とのかかわりを広げ、ルール学習・理解につなげます。

エ 交流事業

地域での育ちを豊かにするための子育て支援事業に積極的に参画・参加し、園児の経験の幅や人とのかかわりを広げます。

(2) 健康管理の充実

ア 園児の健康状態を把握するため定期的に健康診断を実施するとともに、必要に応じて医療機関との連携に努め助言・指導を受け、療育に活かしていきます。

イ 家庭と連携して生活リズムを見直し、基本的な生活習慣を身につけます。

ウ 必要に応じて府及び市の担当保健師、医療機関との連携を図り、助言・指導を受け、療育に活かしていきます。

(3) 給食

給食で提供する食事は園児の健康の保持増進や家庭における食生活の意識向上を目指し、それぞれにとって望ましい食習慣を身につけ、適正なエネルギーと栄養素の摂取ができる食生活を営むことができることを目的に実施しています。委託業者との連携を密にし、栄養士による喫食状況の把握、子どもの状況に配慮した調理形態の工夫などに努め、さらに子どもにあった給食の提供に努めます。

3 保護者との連携

保護者が子どもの発達段階や課題を把握し、適切なかかわり方を学習することにより、子どもを理解して、子育てができるよう援助を行い、家庭の安定につなげます。

(1) 家庭との連絡

毎日の連絡ノートにより、子どもの家庭での様子や園での様子を連絡し合うことにより、日々の状態の把握に努めるとともに相談にも応じます。園だよりの発行（毎月）

(2) 各種面談・親子保育

項目	実施形態
個別面談	園児ごと 隔月1回 進路指導も含む
クラス面談	クラスごと 毎月1回
三者面談	必要に応じて実施
家庭訪問	入園時、他必要に応じて実施
合同親子保育	毎月1回 2クラス合同で実施
単独クラス親子保育	毎月1回 単独通園クラスの親子保育日

(3) 母親教室

子どもの発達に関する学習や情報・意見交換や保護者間での交流を目的に実施します。

4 各種会議

施設運営に関する事項及び園児に対する療育内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会議（毎月2回）
- ・給食会議（毎月1回）
- ・行事会議（随時）
- ・年度まとめ会議（年1回）
- ・職員会議（毎月1回+随時）
- ・子育て支援課、家庭児童相談室課、保健福祉課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など）（毎月1回）
- ・障害児相談連絡会（随時）
- ・教育支援会議（随時）
- ・生活支援センター連絡会議（毎月1回）
- ・児童発達支援事業所連絡会議（年2回）

5 災害・事故防止対策

災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する障がい児が利用していることから、安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練（月1回）
- ・普通救命講習（年1回）
- ・消火・通報訓練（年2回）
- ・防犯訓練（年2回）
- ・遊具安全点検（毎日）
- ・業者委託遊具安全点検（年1回）

6 関係機関との連携

必要に応じて、子育て支援課・家庭児童相談課・保健福祉課との連携を図り個々の支援を充実させていきます。医療機関との連携については、早期療育に伴う医療的ケアの必要な園児も多いことから、経過の把握と必要に応じた指導を行います。また、進路指導については、教育委員会、支援学校、市内小学校、幼稚園、保育所、こども園などとの連絡調整を図り、体験入学、進路先訪問などの機会を通して情報の交換を行い、連携を深めていきます。市内小中学校の支援学級担当者との研修会を実施するほか、五中校区地域教育協議会及び市子育て支援ネットワーク推進会議に参画し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりを進めていきます。

7 障害児相談支援

利用者が支援を受けるにあたっての窓口となるのが、障害児相談支援です。

市保健福祉課、子育て支援課、家庭児童相談課、府茨木保健所からの紹介と電話等で直接、相談を受ける場合があります。相談支援専門員が受け付け、相談内容により利用できるサービスを考え、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画を作成します。それをもって市役所で受給者証が発行され、サービスを受けることができます。

8 保育所等訪問支援

通園児が修了し保育所や幼稚園に就園した場合と児童発達支援の訓練を受けている子どもの保護者からの希望があつて、相談支援専門員が必要であると判断し支援を開始します。保育所と幼稚園がほとんどですが、必要に応じて小学生が対象となる場合もあります。訪問支援員が訪問し必要な支援を行います。

9 くまさん親子教室

摂津市より委託を受けて、発達や養育上に課題のある親子を対象とした教室を、くまさん親子教室という名称で実施しています。親子で集団活動に参加してもらい、発達支援及び育児支援を行います。保育士、心理士など多職種の職員が関わることで、多面的な視点を持って支援できる体制を構築しています。また対象者に関わる関係機関と連携し、次のステージに向けたアドバイス等も行います。

10 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用

者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 1 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児及び保護者の立場に立って誠実かつ迅速な対応に努めます。

1 2 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づきつくし園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

1 3 年間行事予定

月	主 な 行 事	定 例 行 事	
4	・ 保育説明会	〈健 康 診 断 等〉 ・ 内科健診（年2回） ・ 耳鼻科健診（年1回） ・ 歯科健診（年1回） ・ 検尿（年1回）	
5	・ 日曜参観		
6	・ 学校見学		
7	・ 七夕まつり ・ 夕涼み会		
8			
9			
10	・ 遠足 ・ 体験入学		〈月 例 行 事〉 ・ 避難訓練
11	・ つくし園運動会 ・ 教育支援会議		・ 身体測定 ・ 合同親子保育
12	・ クリスマス会 ・ 教育支援会議		・ 単独クラス親子保育 ・ 個別面談、クラス面談
1	・ 保育所等一日保育	・ 参観（随時）	
2	・ 豆まき・保育所等一日保育 ・ 生活発表会	〈その他の行事〉	
3	・ ひなまつり ・ お楽しみ会 ・ 卒園・修了式	・ 母親教室（年5回） ・ 誕生日会（年4回）	

1 4 日課予定表

時 間	通園児の日課	処遇職員等の活動
～8：45		仕業点検、電話受付
8：45～9：00		開 園 朝 礼、保育準備
9：00～10：00	登 園	送迎バス運行(バス車内指導) 受入れ準備
10：00～10：15	更衣、排泄 シール貼り	更衣指導・介助 排泄指導・介助
10：15～10：45	コーナーあそび	連絡ノート確認 園児主体のあそびの援助
10：45～11：30	朝の会(挨拶、お話、手遊び) 設定保育(感覚運動、認知操作、 言語・社会性のあそび)	出欠確認、健康状態の把握 計画による保育指導
11：30～12：30	片付け、排泄、給食準備 給食	食事指導・介助
12：30～14：00	歯磨き コーナーあそび、散歩など	歯磨指導・介助 園児主体のあそびの援助およ び設定保育
14：00～14：40	片付け・排泄 おやつ 更衣 降園準備	排泄指導・介助 食事指導・介助
14：40～15：00	終りの会(歌、お話など)	保護者への連絡事項確認
15：00～16：00	降 園	送迎バス運行(バス車内指導) 施設内清掃・面談・保育準備
16：00～17：15		日誌・個人記録の記載、 各種会議、終礼
17：15		閉 園

II 障害児通所支援施設「めばえ園」

1 運営方針

めばえ園は、利用者にとって身近な地域の障がい児支援の専門施設として、未就学児を対象に通所利用の乳幼児への支援及びその家族へ支援・療育を行う「児童発達支援」と、就学児を対象に放課後や長期休暇を利用して日常生活における基本的動作を習得し集団に適應することができるよう訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって子どもの自立を促進する「放課後等デイサービス事業」を実施しています。障がい児への専門療育訓練・支援施設としての機能の充実・サービスの向上・専門性の向上に努め、発達に課題のある子どもへの適切な指導・療育・訓練を行います。

施設の運営にあたっては、理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語療法（ST）及び乳幼児のグループ療育等により豊かな育ちを支援するために、心身の状況や環境に応じた日常生活における基本的動作の習得等、個々に応じたサービス提供を行います。また福祉・教育・保健・医療と連携し発達に課題のある子どもたちの子育てを家族も含め支援し、摂津市における障害児通所支援施設として地域の拠点となるよう進めていきます。

2 サービスの内容

ア 理学療法

主として日常生活動作訓練による基本的な身体運動の発達を目的として、グループ訓練と個別訓練を発達段階に応じて行います。母子で訓練を行うことによって子どもへの対応と障がい・発達への理解を図るとともに、子どもが学習し発達していく過程をスムーズに援助できるように促していきます。

イ 作業療法

手指機能、知覚、認知、概念の学習を主として行い、手指巧緻性の獲得、行動の安定、集中力の強化、会話（コミュニケーション）の拡大につなげていきます。

ウ 言語療法

口腔器官、聴覚器官だけの障がいだけでなく、それらを制御する中枢神経に問題がある場合も多くあるので、早期治療を行い伝達、思考、記憶への発達面の援助を行います。

エ グループ療育

配慮や療育を要しながら適当な受け入れ機関がなかったり、特定期間（特に短期）の利用を要する子どもが対象児として多いことから、療育を受ける環境を設けることにより乳幼児期の発達支援サービスの拡充につなげています。運動面・精神面への課題に対し、粗大運動・巧緻動作・感覚統合などを盛り込んだあそびの提供を行い、母子ともに児童発達支援センターを利用しての日中活動が必要なケースに対し、集団への適應性や母子関係の調整などを図りながら、より具体的な育児支援を行っていきます。

オ 送迎サービス

グループ療育及び各訓練利用児のニーズに応じて、送迎サービスを行います。

3 保護者及び関係諸機関との連携

(1) 保護者との連携

療育・訓練に母子で参加し、家庭での子どもの様子を聞きながら訓練を行うことにより、保護者には子どもへの対応と障がい・発達への理解を促し、子どもが学習し発達していく過程をスムーズに援助できるように連携します。

(2) 関係機関との連携

就園、就学している子どもには受入れ機関との連携により、学校や園での様子について指導や助言を行います。市こども教育課、教育支援課の依頼により理学療法士、作業療法士を幼稚園、保育所や学校等に派遣し、助言や意見交換をします。また特別支援教育については、関係諸機関との連携においてよりよい支援サービスを提供します。

近年、低年齢児の利用が増加傾向にありますが、要フォロー児への早期処遇の流れが定着し、関係諸機関のフォロー体制が充実してきたことによるものと言え、さらに連携を深めより良いサービス提供につなげます。

(3) 医療との連携

理学療法士、作業療法士は整形外科医の指示のもとに、訓練を行っていきます。保護者には助言・指導を行い、補装具の相談にも対応します。園児によっては医療機関、他訓練機関、府及び市の担当保健師との連携を図ります。

4 各種会議

施設運営に関する事項及び利用児に対する療育内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会議（毎月2回）
- ・年度まとめ会議（年1回）
- ・職員会議（随時）
- ・行事会議（随時）
- ・子育て支援課・保健福祉課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など 随時）
- ・障害児相談連絡会

5 災害・事故防止対策

災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する障がい児が利用していることから、安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練（月1回）
- ・防犯訓練（年2回）
- ・消火、通報訓練（年2回）
- ・普通救命講習（年1回）
- ・業者委託遊具安全点検（年1回）
- ・遊具安全点検（毎日）

6 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

7 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、契約に関する保護者の要望、苦情などに対し誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。

8 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づきまげえ園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

9 週間予定表

		月	火	水	木	金
P T	午前		○		○	
	午後		○		○	
O T	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
S T	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
療育G	午前			○		

*その他、それぞれの訓練について随時、観察を受け入れます。

観察により訓練が必要と判断した場合は、しかるべき手続きを経て、訓練を開始します。